

産業遺産情報センターに関する関係府省連絡会議の開催について

平成 29 年 9 月 27 日
関係府省申合せ案

1. 「明治日本の産業革命遺産」に関するユネスコ世界遺産委員会の勧告を踏まえ、産業遺産情報センターの在り方等について必要な検討を関係府省が連携して行うため、産業遺産情報センターに関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当）

構成員 内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房副長官補（外政担当）
内閣官房参与（産業遺産担当）
内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室長
兼 内閣府地方創生推進事務局長
外務省大臣官房国際文化交流審議官
文化庁次長
厚生労働省大臣官房審議官（援護・人道調査、医薬品等産業振興担当）
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
国土交通省総合政策局長
3. 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 連絡会議及び幹事会の庶務は、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。